

第4章 一体的に推進する計画

生活習慣病を対象疾患に据え、脳血管疾患や虚血性心疾患等の循環器病予防に取り組む保険者とともに、一緒になって推進していきます。

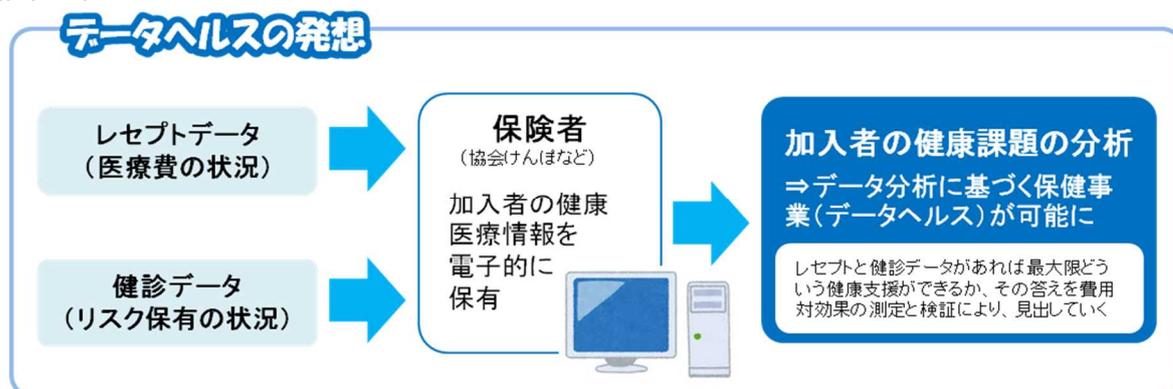
健診は受けるだけにとどまらず、健診受診後の個別支援、発症予防および重症化予防の取り組みを推進します。



1 データヘルス計画(保健事業実施計画) ▶▶▶▶▶ 保険者毎に作成

- ▶ 保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保健事業の実施計画を作成し、実施します
- ▶ 被保険者の健診データ・医療データを活用して健康課題や対象者を明確にした上で、目標値の設定を含めた事業内容を設定します

(図16)

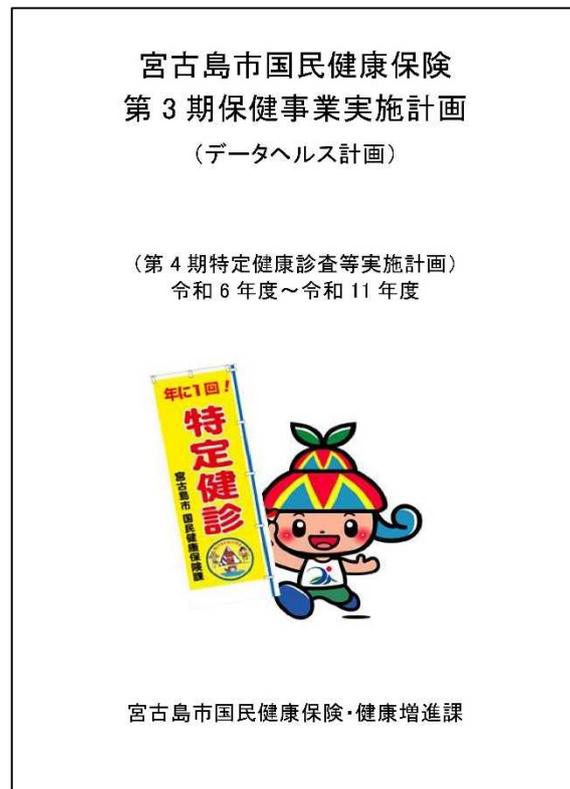


用語 解説

データヘルス計画とは、医療情報(レセプト)や健診結果の情報などのデータ分析に基づき、効率的・効果的な保健指導を実施する取組で、平成 27 年度からすべての健康保険組合に実施が義務づけられています。

2 特定健康診査等実施計画 ▶▶▶▶ 保険者毎に作成

- ▶ 保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき特定健康診査等実施計画を作成し、実施します
- ▶ 保険者は、特定健診・特定保健指導の実施に当たって、あらかじめ実施率目標や実施方法等を定めることで、事業を効率的かつ効果的に実施し、評価できるようにします
- ▶ 特定健康診査等実施計画は、データヘルス計画の一部として作成します



用語 解説

特定健康診査等実施計画は、生活習慣病の予防を目的としています。メタボリックシンドロームの概念に基づく特定健康診査・特定保健指導の実施の取組をさらに推進し、健康づくりの気運を高め、特定健康診査・特定保健指導実施率の向上を目指します。

(図17)

法定計画等の位置づけ

	<p>※健康増進事業実施者とは 健康保険法、国民健康保険法、共済組合法、労働安全衛生法、市町村(母子保健法、介護保険法)、学校保健法</p> <p>B 健康増進計画</p> <p>健康増進法 第8条、第9条 第6条 健康増進事業実施者(※)</p>	<p>9 データヘルス計画 (保健事業実施計画)</p> <p>国民健康保険法 健康保険法 高確法 第82条 第150条 第125条</p>	<p>5 特定健康診査等実施計画</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律 第19条</p>
法律			
基本的な指針	厚生労働省 健康局 令和5年4月改正 国民の健康の増進の総合的な 推進を図るための基本的な方針	厚生労働省 保険局 令和2年3月改正 「国民健康保険法に基づく保健事業の 実施等に関する指針の一部改正」	厚生労働省 保険局 令和5年3月改正 特定健康診査及び特定保健指導の適切 かつ有効な実施を図るための基本的な指針
根拠・期間	法定 令和6～17年(12年) 2024年～2035年	指針 令和6～11年(6年) 2024～2029年	法定 令和6～11年(6年) 2024～2029年
計画策定者	都道府県:義務、市町村:努力義務	医療保険者	医療保険者:義務
基本的な考え方	全ての国民が健やかで心豊かに生活できる 持続可能な社会の実現に向け、誰一人取り 残さない健康づくりの展開とより実効性を持 つ取組の推進を通じて、国民の健康の増進 の総合的な推進を図る。	被保険者の健康の保持増進を目的に、健康・医 療情報を活用しPDCAサイクルに沿った効果的 かつ効率的な保健事業の実施を図るための保 健事業実施計画を策定、保健事業の実施及び 評価を行う。	加入者の年齢構成、地域的条件等の実情を考 慮し、特定健康診査の効率的かつ効果的に実 施するための計画を作成。
対象年齢	ライフステージ(乳幼児期、育壮年期、高齢期) ライフコースアプローチ(胎児期から老齢期 まで継続的)	被保険者全員 特に高齢者割合が最も高くなる時期に高齢期を迎える 現在の青年期・壮年期世代の生活習慣病の改善、 小児期からの健康な生活習慣づくりにも配慮	40歳～74歳
対象疾病	<p>メタボリックシンドローム 内臓脂肪型肥満</p> <p>糖 尿 病 糖尿病合併症(糖尿病腎症)</p> <p>循環器病 高血圧 脂質異常症</p> <p>虚血性心疾患 脳血管疾患</p>	<p>メタボリックシンドローム 内臓脂肪型肥満</p> <p>糖 尿 病 糖尿病性腎症 高 血 圧 脂質異常症</p> <p>虚血性心疾患 脳血管疾患</p>	<p>メタボリックシンドローム 内臓脂肪型肥満</p> <p>糖 尿 病 糖尿病性腎症 高 血 圧 脂質異常症</p> <p>虚血性心疾患 脳血管疾患</p>
評価	<p>慢性閉塞性肺疾患(COPD) が ん ロコモティブシンドローム 骨粗鬆症 こころの健康(うつ・不安)</p> <p>「健康寿命の延伸」 「健康格差の縮小」</p> <p>51目標項目 ○個人の行動と健康状態の改善に関する目標 1生活習慣の改善 2生活習慣病(NCDs)の発症予防・重症化予防 3生活機能の維持・向上 ○社会環境の質の向上 1社会とのつながり・心の健康の維持・向上 2自然に健康になれる環境づくり 3誰もがアクセスできる健康増進の基盤整備 ○ライフコース 1 こども、2 高齢者、3 女性</p>	<p>①事業全体の目標 中長期目標/短期目標の設定 健康日本21の指標等参考</p> <p>②個別保険事業 中長期目標/短期目標の設定 アウトカム評価、アウトプット評価中心</p> <p>参考例 全都道府県で設定が望ましい指標例 アウトカム:メタボリックシンドローム減少率 HbA1c8%以上者の割合 アウトプット:特定健診実施率</p>	<p>①特定健診受診率 ②特定保健指導実施率 ③メタボリック該当者・予備群の減少</p>
補助金等		保健事業支援・評価委員会(事務局:国保連合会)による計画作成支援 保険者努力支援制度(事業費・事業費連動分)交付金	

第4章 一体的に推進する計画

C 計画の番号は構造図Aと同じ

<p>16 医療費適正化計画</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律 第9条</p>	<p>17 医療計画 (地域医療構想含む)</p> <p>医療法 第30条</p>	<p>20 介護保険事業(支援)計画</p> <p>介護保険法 第116条、第117条、第118条</p>
<p>厚生労働省 保険局 令和5年改正予定 医療費適正化に関する施策 について基本指針</p>	<p>厚生労働省 医政局 令和5年3月改正 医療提供体制の確保に関する 基本指針</p>	<p>厚生労働省 老健局 令和5年改正予定 介護保険事業に係る保険給付の円滑な 実施を確保するための基本的な指針</p>
<p>法定 令和6~11年(6年) 2024~2029年</p>	<p>法定 令和6~11年(6年) 2024~2029年</p>	<p>法定 令和6~8年(3年) 2024~2026年</p>
<p>都道府県:義務</p>	<p>都道府県:義務</p>	<p>市町村:義務、都道府県:義務</p>
<p>持続可能な運営を確保するため、保険者・医療関係者等の協力を得ながら、住民の健康保持・医療の効率的な提供の推進に向けた取組を進める。</p>	<p>医療機能の分化・連携の推進を通じ、地域で切れ目のない医療の提供、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保。</p>	<p>地域の実情に応じた介護給付等サービス提供体制の確保及び地域支援事業の計画的な実施を図る。 ・保険者機能強化 ・高齢者の自立支援・重度化防止</p>
<p>すべて</p>	<p>すべて</p>	<p>1号被保険者 65歳以上 2号被保険者 <40~64歳 特定疾病(※) ※初老期の認知症、早老症、骨折・骨粗鬆症、パーキンソン病関連疾患、他神経系疾患</p>
<p>メタボリックシンドローム</p> <p>糖尿病等 生活習慣病の重症化予防</p>	<p>5疾病</p> <p>糖尿病</p> <p>心筋梗塞等の心血管疾患 脳卒中</p>	<p>要介護状態となることの予防 要介護状態の軽減・悪化防止</p> <p>生活習慣病</p> <p>虚血性心疾患・心不全 脳血管疾患</p>
<p>【入院医療費】 ・医療計画(地域医療構想)に基づく病床機能の分化・連携の推進の成果を反映</p> <p>【外来医療費】</p> <p>①特定健診・保健指導の推進 ②糖尿病の重症化予防 ③後発医薬品の使用促進 ④医薬品の適正使用</p>	<p>がん</p> <p>精神疾患</p> <p>①5疾病・6事業に関する目標 ②在宅医療連携体制 (地域の実状に応じて設定)</p> <p>6事業</p> <p>①救急医療 ②災害時における医療 ③へき地医療 ④周産期医療 ⑤小児医療 ⑥新興感染症発生・まん延時</p>	<p>認知症 フレイル 口腔機能、低栄養</p> <p>①PDCAサイクルの活用にする保険者機能強化に向けた体制等 (地域介護保険事業)</p> <p>②自立支援・重度化防止等 (在宅医療・介護連携、介護予防、日常生活支援関連)</p> <p>③介護保険運営の安定化</p>
<p>保険者協議会(事務局:県、国保連合会)を通じて、保険者との連携</p>		<p>地域支援事業交付金 介護保険保険者努力支援交付金 保険者機能強化推進交付金</p>

